

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第卷八十五第

資本稀少税を中心として……………高田保馬

ヒツタスの利子理論……………青山秀夫

效用漸減の法則と其系に就いて……………有井治

マーシャルの消費者餘剰に就いて……………嶋津亮二

アンシアン・レジームの農業構造……………河野健二

日清戦後經營と農商工高等會議……………堀江保藏

青盛和雄著「人口學研究」を讀む……………山岡亮一

叢報

行發月五年九十和昭

效用漸減の法則と其系に就いて

有 井 治

一、效用漸減の法則¹⁾

いはゆる效用とは、特定の經濟主體によつて一定の財が齎らすとされる物質的享樂の程度、即ち一定量の財が其の充用目的に對して有用なりとされる度合を言ふ。従つて效用は或財の外的または自然的な性質、即ち財の物理的ないし化學的性質を指稱するものではないから、主觀的な觀念である。ところが斯の如き效用は、或る經濟主體の經濟生活上の必要または欲求を充足せむが爲に用ひられるところの、或財の數量が増加するに従つて漸次遞減するもので、普通この傾向は效用漸減の法則 (Law of Diminishing Utility) と呼ばれてゐる。

いま、或る經濟生活上の必要または欲求を充足する爲に、使用または消費される財が順次に追加される時は、全體の財の效用は絶對的には増大するけれども、各追加單位の財の效用は相對的には減少すると感ぜられる。例へば一椀の飯よりも二椀の飯、三椀の飯よりも四椀の飯が、更に多くの效用を有するのであるけれども、順次に追加せられたる各一椀の飯は、同等の效用を有するものとは感ぜられないで、漸次に遞減してゆくものと考へられる。その全體の效用を全部效用 (Total Utility) と名付け、全量を構成する總ての單位の内、最後に追加せられたる部分、即ち最終の追加單位の效用を限界效用 (Marginal Utility) と呼ぶ時は、全部效用は限界效用に單位數

1) 拙著、自由價格と統制價格、第二章第一節參照。

を乗じたるもの (Effective Utility) とは同じではなくして、全量を構成すべく順次に追加せられたる各單位の漸次に遞減せる效用の總和に等しい。更に充用される財の數量が増加せられる時は、結極に於いて限界效用が絶無となるまで效用遞減の傾向は現れるもので、尙ほ其上に財の數量を追加する時は、各單位に對して謂はゆる非效用 (Disutility) を生じ、かゝる非效用もまた財の數量が増加されるに従つて、漸次に遞増するものと考へることが出来る。

若し或る經濟主體が使用または消費する財の數量を、停止または減少せしめなければならぬとするならば、それは必ず最小の效用をしか持たぬと認める最後の追加單位の效用、即ち其財の限界となるであらう。しかも各單位の財は其の性質および數量が同一であつて、且つ完全に相互に代替し得るものであるから、或る經濟主體が使用または消費せむが爲に、或財を尙ほ需要すると否とを決定すべき基準となる效用は、其財の限界效用たらざるを得ないのである。

かくの如く使用または消費される財貨の數量を相均しく若干量宛を順次に追加する時は、その増加單位の效用は漸次遞減するものではあるが、その全量を構成する最初の單位に對する效用が、常に最大なりと言ふことが出来ない。また或財が一定の使用ないし消費の目的の爲には、餘りに小なる數量に於いて與へられる時は、その單位の財に對しては殆んど何等の效用をも認められないことがある。其財が何等かの效用を認められるに適當なる數量 (Moderate Amount) に於いて與へられたる後、順次に等しき單位量宛が附加せられる場合に、始めて此の法則が出現するのであり、更に最初は割合に急激な速度を以つて效用が漸増し、更に其の追加量を増大して始めて效用漸減の傾向が出現する場合もある。これを一般的に見て效用漸減の法則が行はれるが爲には、(一)或財を消費

2) F. Seligman, Principles of Economics, 8th. ed., New York, 1919, p. 176, 177, 179, 181, 等参照。

または使用するに適當なる數量を單位とすること、(二)其財を消費または使用するに必要な一定期間内なること、(三)其財に對し需要者が同一態度を維持すること、(四)需要者の欲求に影響する環境に何等の變化なきこと、等の諸條件を必要とする。效用漸減の法則が、唯だ食卓にのみ妥當する (only available for the dinner-table) といふが如き批評は、けだし斯る前提諸條件の吟味を等閑視するものである、と言ふことが出来るであらう。

效用漸減の速度は、或財が如何なる種類の必要または欲求の充足に用ひられるかに依つて異なる。例へば或財が其の時々の瞬間的な欲求を充す爲に用ひられるか、又は耐久力に乏しくして貯藏に堪えず、その用途が限定されてゐる場合には、此財の效用は比較的急速に遞減する。これに反して將來の必要または欲求の爲に用ひられ耐久力があり、その用途が限定されてゐない財貨の場合に於いては、その效用は比較的に緩慢な速度を以つて遞減する。また生理的な必要の充足手段たる財貨は前者に屬し、精神的な欲求の充足手段たる財貨は後者に屬する。而して需要價格に就いて決定的なものは、或財の最も重要ならざる用途に於ける其の限界效用である。

尙ほ效用漸減の法則に就いて注意すべきは、すべての財貨は經濟生活上の必要または欲求の直接的な充足手段たると共に、間接的には同時に所有慾の對象たることである。例へば食糧品が適當なる數量に於いて順次に與へられる時は、前述せる如く各單位の效用は暫らくは増加して一定限度に達したる後、即ち普通の状態の下に於いては、漸減の傾向を示して結極效用の絶無點に達し、尙ほ其の充用を繼續する時は、非效用たる苦痛を生ずることが明らかである。けれども之を斯の如く直接的な欲求の充足手段とのみ考ふることなく、これを所有慾の對象として觀する時は、效用が絶無となるが如きことは考へられない。現代の經濟生活に於いて限界效用が絶無と認められるのは、極めて少數の謂はゆる自由財に關する場合に限られてゐる。しかも人の所有慾は無限であり、すべ

- 3) S. J. Chapman, *Outlines of Political Economy*, New Imp., London, 1929, p. 30 et s.
- 4) F. B. Garver, & A. H. Hansen, *Principles of Economics*, Boston, 1928, rev. ed., 1937, p. 141.

ての財貨は其の自然的な性質上から占有し得べからざるものを除き、常に所有の對象とされてゐるのである。従つて使用または消費せむが爲に所有せらるゝに非ずして、或財の所有そのことを目的として所有の對象とされる場合には、效用は漸減せずして却つて漸増すると観るべき例外的な現象を示すことがある。例へば好事家の蒐集癖の對象となれる財貨や、守銭奴の金錢に對するが如きは之であつて、經濟生活上の手段たる財貨がそれ自身目的と見做された場合で、財貨が其の性質を轉換されたものと言はなければならぬ。

さて、財貨が其の本來の目的すなはち消費または使用の目的を以つて充用される場合に行はれるといふ效用漸減の法則は、その當然なる展開ないし系として種々の法則を導く、と考へることが出来ると思ふ。私は以下その二、三に就いて考察しやうと思ふ。

二 限界效用均等の法則¹⁾

消費財の效用の實現に就いて效用漸減の法則が行はれることは、前項に於いて述べた如くであるが、かゝる法則が行はれる結果として、我々が一定の消費財に對して持つ欲求も亦、同様に其財の數量を増加するに従つて、その緊切度を減少する譯である。ところが現代の經濟社會に於いては、これ等の欲求が市場で有效とせられる爲には、これに一定の購買力 (Purchasing Power) を伴ふ必要がある。此種の欲求すなはち謂はゆる有效需要 (Effective Demand) のみが問題となるのであるが、いま之を斯る意味の需要に就いて見ても亦全く同様で、一定の人が一定の消費財を購入する爲に提供する價格の程度、即ち一定の人が一定の消費財に對して有する欲求の強度は、その購買量を増加するにつれて次第に減少する。故に我々の消費需要は決して或る一種の消費財のみに集中せらるゝ

1) 拙著、自由價格と統制價格、第二章第二節および第三節参照。

ことなく、一定の比例の下に廣く種々の財貨の上に配分せられる。尤も我々が貨幣所得を支出して必要とする消費財を購入する場合には、何人でも效用の最大なる財を先づ選擇する。しかし如何に其財の效用が大であつても、その購入數量を増加するに従つて、その追加分 (Increment) の效用は漸次に遞減するに至るから、その購入數量が或る程度に達した後は、更に同一財を購入するよりも、むしろ他財を購入した方が更に大なる效用を享受し得る理である。故に我々の消費需要は、その支出し得る貨幣所得が大となるに従つて、最も必要な財から比較的必要な財へと次第に其の範圍を擴張し、かくて其の貨幣所得をば種々の財貨の購入に充當する。今その比例が如何に決定されるかといふに、同一金額の貨幣で購入し得られる諸種の財貨の、それぞれの單位の限界效用が互に平均し、更にそれが同一金額の貨幣の限界效用と平均する、といふところを以つて標準とする。これが普通に限界效用均等の法則 (Law of Equi-Marginal Utility, Gesetz des Ausgleichs der Grenzgenüsse) と呼ばれてゐるものであるが、それは價格を以つて秤量せられたる加重限界效用均等の法則であり、要するに效用漸減法則の當然の歸結である、と言ふことが出来るであらう。

(註一) デードは曰く、『……需要供給の法則が完全に行はるゝ場合に於いても、この法則は少しもバステリアの意味したるが如き調和的 (harmonique) なものではない、けだし價値は一般的かつ規範的の意味に於ける效用とは何等の關係をも持つてゐないことを見逃し得ないからである。この法則は生産ならびに職業をば、人々の眞の欲求に従つて配分するものには非ずして、人々の欲求充足の爲に提供せむとする又は提供し得る欲望と價格とに従つて配分するものである』と。

(註二) 或る經濟主體の消費資力を Y とし、種々の用途に向けられる其の部分 y_1, y_2, \dots, y_n とすれば、 $Y = y_1 + y_2 + \dots + y_n$ である。各費用 x_1, x_2, \dots, x_n から得られる效用の部分 u_1, u_2, \dots, u_n とすれば、次の如き場合に享受せられる效用が最大である。
$$\frac{du_1}{dx_1} = \frac{du_2}{dx_2} = \frac{du_3}{dx_3} = \dots$$

2) Chapman, op. cit., p. 44; R. Liefmann, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl., Leipzig u. Berlin, 1927, S. 102, 等參照。
 3) F. Bastiat, Harmonies économiques, 1850 を指す(引用者)。
 4) Ch. Gide, Principes d'économie politique, 24^e éd., Paris, 1923, p. 157.

これが限界效用均等法則の數學的な表現であり、又その意味である。従つて此の法則は最大全部效用の法則(Law of Maximum Total Utility)又は消費者餘利最大の法則(Law of Maximum Consumer's Rent)とも呼ぶことが出来る。

尚ほ此の法則が行はれるが爲には、(一)貨幣所得に變化なきこと、(二)他の財貨に對する需要に變化なきこと、(三)當該財に對する其の經濟主體の欲求に變化なきこと、といふ三つの前提條件を必要とする。

かくの如く我々の貨幣所得は、限界效用の均等を標準として諸種の財貨の需要に配分せられるのであるが、我々は單に現在に於いて行動するのみならず、また將來に就いても考慮するものである。従つて我々が種々の財貨を購入する爲に、その貨幣所得を配分するに際しては、我々は常に種類の關係に於いて之を現在に配分するのみでなく、また時の關係に於いて之を將來にも配分する。換言せば我々は其の貨幣所得の全部をば、直ちに現在に於いて利用し得る消費財の需要に集中することなく、若し或る程度まで現在の必要を充足し得たならば、その所中の一部をば將來に振當てるものである。然らば此の時間の關係に於ける需要の配分を決定する標準は如何？

時の關係に於ける消費需要の配分も亦、前の場合と同様に限界效用の均等を標準として行はれる。ただし一定の消費財に對する我々の欲求は、常に其の數量を増加するに従つて遞減するのみならず、現在を去る時間的距離の大きさに従つても亦遞減する。従つて全く同じ財であつても、現在の消費に充當されるものと比較すれば、將來の消費に充當されるもの程その效用は遞減する。即ち財の效用は數量と時間との二方向に於いて遞減する。それ故に我々は其の貨幣所得をば、先づ現在の欲求を充足するが爲に使用するけれども、既に或る程度まで現在の必要を充足し得たならば、その所得の一部分をば將來の必要を充す爲に利用すると同時に、所得そのものをば購買力として保留することもある。そして所得の現在および將來に對する振當ての割合は、限界效用の均等を標準とすることによつて、現在に重く將來に至る程これを次第に軽くするのである。

かくの如き關係から、我々の所得は現在と將來とに振當てられるのであるが、其内で現在の享樂に充當せられることは消費 (Consumption) であり、將來の享樂に振向けられるのは蓄積 (Accumulation) である。消費財の内では消費財 (Durable Goods) と稱されるもの、例へば衣服・家屋等は食物・燃料等の狹義の消費財と異り、將來に於ける享樂の要素を含むのである。故に此種の財貨を購入することは、或る程度の蓄積を意味する。併しこれ等の財貨は既に生産界を出て消費界に入つたものであり、他財を生産する爲の手段とはならないのであるから、此點から言へば我々が其の所得を此種の財貨に蓄積したことは、實は食物・燃料等の消費財を貯藏するのと異るところがない。それ故に之を消費的蓄積 (Consumptive Accumulation) と呼んで廣義の消費の内に含ましめ、狹義の蓄積すなはち生産的蓄積 (Productive Accumulation) から區別する。^(註)

(註) 蓄積せられるものは、消費から節約 (economize) された所得か、或は自然的または人爲的な原因に基づくところの、餘剰生産物が貯蓄 (save) せられたものである。但し節約および貯蓄せられたる所得が、單に節約および貯蓄せられたるに止まる時は、退藏 (hoard) された價值に過ぎない。即ち節約および貯蓄せられたる所得が蓄積せられ、更に資本化せられて生産的蓄積となる資本化せられざる蓄積は消費的蓄積に過ぎないのである。^(註)

いはゆる生産的蓄積とは、節約および貯蓄せられたる所得が蓄積され、更に資本化 (Capitalize) されることを言ふ。かゝる資本化は各經濟主體の立場から觀れば、現代の社會に於いては種々の過程を通じて行はれてゐるけれども、これを社會全體から考察するならば、資本化された所得は生産財に對する新たな需要の増加となつて現れて来る。生産財の生産部門に於いて生産せられるものは、即ち此の需要に應ぜむが爲のものである。今その割合を決定する標準となるものは、時を異にするそれぞれの數量の消費財の限界效用が、その所得を蓄積せむとする各經濟主體の立場から觀て、互に其の均衡を保つに至る點である。けだし生産財は結極に於いて直接または間接

6) 拙稿、資本の流動化と再投資に就いて (經濟論叢 四七卷一號一昭和十三年七月號) 参照。

に、消費財を生産する爲の手段に過ぎないからである。

これを要するに、種類および時間の關係に於いて、互に異なる種々の財貨に對する消費需要の割合、從つて又社會の生産力がこれ等の財貨の生産の爲に配分せられる割合は、それ等の財貨の限界效用が各個の需要者の立場から見て、互に其の均衡を保つ點を標準とする、といふことが出来るであらう。此事は消費財に就いて行はれると言はれるところの、效用漸減法則の當然の展開であり歸結であるに過ぎない。

三 生産力漸減および限界生産力均等の法則

いはゆる報酬の漸増または不變の法則、從つて生産費の漸減または不變の傾向は、生産數量の増大が或る限度に達する迄のものであつて、如何なる産業に於いても報酬從つて生産費は結極漸増することは、周く承認せられてゐるところである。此事は主として次の如き事由による。即ち(一)總ての構成産業に利用される資材は採取産業が供給するもので、しかも採取産業には普通の事情の下に於いて、報酬漸減すなはち生産費遞増の法則が行はれてゐること、(二)總ての産業に於ける生産財の集約的利用、即ち其の能率増進には一定の限度が存在すること、(三)いはゆる大衆生産には企業經營上から一定の限度があること、等これである。そして一定の限度を超えた大規模經營が、却つて其の能率を低下せしめるに至るのは、(一)過大經營に於いては監督費が却つて相對的に多額となること、(二)經營各部門間の聯絡が複雑となり從つて誤解を生じ易いこと、(三)經營の統制・指揮・手續等が繁雜となるため却つて費用を増加し能率を低下せしめること、(四)責任感の弛緩または缺如が起り易いこと等である。これ等の事情は總て生産費遞減の限界を示すものであるが、生産費の遞減は常に生産技術に依存す

るのみならず、企業經營の全般に起因する傾向なることを知るのである。¹⁾

さて從來に於ける效用といふ言葉は、専ら直接的な消費上の効果を指稱したのであるが、これを擴充して間接的な生産的效用をも含ましめるならば、報酬遞減従つて生産費遞増の傾向は、生産的效用すなはち生産力漸減の法則に他ならず、それは效用漸減法則の一表現と見做すことが出来るであらう。それ故に限界效用均等の法則と同じく、限界生産力均等の法則が導かれ得る理である。

既にクラークは、社會の全體に於ける各種の生産要素、例へば資本と勞働とを一括して考へ、これ等を對立せしめることによつて、各生産財の價格決定の機構を明らかにしやうとする。²⁾ 例へば社會の全資本を一定のものとして、これに結合されるところの勞働を順次に増加せしめてゆけば、最初の部分の勞働ほど生産力大にして、最終の限界單位の勞働の生産力は、報酬漸減の法則に従つて最小である。かくの如く社會に存在する限りの勞働の限界單位の生産力によつて、勞働の價值従つて價格すなはち勞賃が決定せられると言ふ。けだし勞賃がこれ以上となれば、企業者は勞働者の一部分を解雇せなければならず、又これ以下となれば企業は利益を増加せしめむが爲に、勞働者の争奪を始めるからである。尙ほ此際に資本は勞働の多少に應じて最も有利に生産を營むやうに、これを體現するところの、いはゆる資本財 (Capital Goods) の内容も亦改められるものとする。

右の場合と同様に、勞働を一定のものとして、これに結合される資本を漸次に増加してゆく時は、資本の限界生産力、従つて資本金子が定められ得ると言ふ。けだし資本金子が若し之よりも小であれば、資本の需要が増加するであらうし、又もし之よりも大であれば、企業の縮小・資本需要の減少を生じて、孰れの場合に於いても利子は、資本の限界生産力の大きさに戻るであらうからである。

1) 拙著、自由價格と統制價格、六〇頁參照。

2) J. B. Clark, Distribution of Wealth, New York, 1931, Chs. XII—XIII.

更にクラークによれば、資本を一定として勞働を順次に追加する場合に、資本用役を超えたる生産力は勞賃の總額を形成し、限界單位の勞働生産力が勞賃の大きさを決定する。反對に勞働を一定として資本を漸次に増加する場合に、勞賃の總額を超えたる部分は資本金子となり、資本の限界生産力が利子の大きさととなる。しかも双方の場合に於ける勞働の生産力と勞賃の總額とが相均しく、資本の生産力と資本金子額とが相等しくなる點に於いて、勞働および資本の生産力と勞賃および利子が、一義的に定まると言ふのである。

この故にクラークによれば、各企業の間は固より各産業に於ける勞働および資本の限界生産力が均等となる理であり、又この點に於いて勞賃および利子が決定される筈である。これは勞働と資本とが代替され補償され得る限りに於いて、兩者の限界生産力が平均されることを意味し、いはゆる生産力漸減の傾向に基づくところの、限界生産力均等の法則を示すものに他ならない。^(註) そして此事は效用漸減ならびに限界效用均等の法則が、生産面に於ける表現ないし適用に過ぎないことは既に述べた通りである。

(註) 或る企業主體の生産資力を S とし、種々の用途に向けられる其の部分 $x_1, x_2, x_3, \dots, x_n$ とすれば、 $S = x_1 + x_2 + x_3 + \dots + x_n$ 各各費用 x_1, x_2, x_3, \dots から得られる生産力の部分を $y_1, y_2, y_3, \dots, y_n$ とすれば、次の如き場合に獲得せられる生産力が最大となる。即ち $\frac{dy_1}{dx_1} = \frac{dy_2}{dx_2} = \frac{dy_3}{dx_3} = \dots$

これが限界生産力均等法則の數學的な表現であり、又その意味である。従つて此の法則は、最大利潤の法則 (Law of Maximum Profit) 又は生産者餘利最大の法則 (Law of Maximum Producer's Rent) とも呼ぶことが出来るであらう。

併しながら多數の生産財が複雑な關係の下に結合せられて生産が行はるゝ場合、これに協働する各生産財の生産力をそれぞれ別々に計算することは、理論的にも容易ならざるのみならず、同一生産財が種々の生産物を造出す場合、即ち生産部門を異にする同種生産財の生産力の相違を、如何にして決定するかは困難な問題である。

しかも限界生産力説は或る生産財の價格の決定に就いて、他の生産財貨の價格を一定のものとして前提する。即ち或る生産財一單位の追加が、他の事情に變化なくして増加し得る生産物の價格を以つて、その限界生産力を測定せむとする。けれども此事は總ての生産財の間に補償關係 (Law of Compensation) が成立し、一生産財の増減は何等かの形態の下に、他の生産財の増減に依つて補償せられ得ることを前提とする。例へば機械と勞働との如く、機械を以つて勞働の減少を補ふといふ補償關係は、必ずしも常に如何なる生産財の間にも成立するとは限らない。綿布の生産に於ける綿絲の如く、前者の一定量を生産する爲には後者の一定量を必要とするが如き場合には、たとひ他の生産財たとへば勞働を増加するとしても、これによつて綿布の生産が増加するとは考へられず、綿布の生産量を増加する爲には、常に必ず綿絲の増加を必要とすることは明らかである。これは或財の生産に於いて、新たに生産せらるべき此財の一單位の内に含まるべき各生産財の數量、即ち謂はゆる生産係數 (Coefficient of Production) が一定なる場合の一例であつて、この場合には生産財貨の間に補償關係が存在しない。又たとひ生産係數が一定ならざる場合に於いても、補償關係が常に存在するとは限らない。例へば紡績工場に於いて工場を倍加するも、機械その他の生産財を増加しなければ、生産數量の増加を期待し得ないのである。

要するに限界生産力説は、生産財貨の補償關係を前提とするもので、いはゆる補償關係の存在は、生産係數の變化が採り得る一場合に過ぎない。しかも一生産物の生産係數は、或は其の生産數量に拘らず一定であり、或は生産數量に比例して増減する。故に限界生産力説は此點に於いて重大なる制限を受ける。けれども終極生産財の價格即ち(原始)所得の形成を支配する根本原則は、猶ほ此説に依據するものゝ如くである。即ち『既に靜態に就いて……』は、各生産財の價格が其の限界生産力に於いて定まる……各種の所得種類たとへば勞銀も地代も皆生産財の價格に他ならぬ。従つて所得は供給する生産財の限界生産力によつて定まる、といふ原則が支配する。

けれども現實の經濟が動態であるから、動態に於ける所得が何によつて定まるかを説明する必要がある、又これが明にせられずしては、企業利潤を説明することも出来ぬ。』しかも『ただ靜態にあつては限界生産力と平均生産力との均等があり、價格の總額は費用の總額に等しいといふ關係があるだけに過ぎぬ。而して企業利潤は一定の生産財の價格ではないけれども、すべての生産財の價格が其の限界生産力に於て定まることの結果である以上、これをもそれによつて説明することになる。』のである。此故に限界生産力説は、生産財の價格すなはち所得の形成を支配する根本原則を説明するものであり、従つて其限りに於いて生産力漸減および限界生産力均等の法則に依據するのであつて、それは消費に於ける效用の諸法則が生産に適用されたものに他ならぬ、と言ふことが出来ると思ふ。

四 代用の法則とグレッシャムの法則

以上に於いて明らかにしたるが如く、生産の方面に於ける生産力漸減および限界生産力均等の法則は、實に消費の方面に於ける效用漸減および限界效用均等の法則たる性格をもつもので、兩者は異名同質の法則に過ぎない、と観るべきであると思はれる。そして此の法則が價格と效用ないし生産力との間に於ける、密接にして離るべからざる微妙な關係を示すものなる限り、更に重要な諸法則を導くものであると思はれる。その主要なものとして、代用の法則と價格相關の法則とを擧げることが出来るであらう。

いはゆる代用の法則は、その固有の意味に於いて、同一財の各單位が其の性質および數量が同一であつて、完全に相互に代替し得る事實を指稱するのであるが、更に擴充せられて種々の相異する財貨が、同様の消費目的に充用され得ること、従つて其孰れか一方の獲得は他方の入手を不必要ならしめる關係をも包含するに至つた。そ

れ故に既に一言したところの、生産財貨の間に於ける補償關係も亦、一の代用關係に他ならないと言ふことが出来るであらう。かくの如き代用關係と他方に於いて多數の財貨が、同様の生産要素すなはち生産財を共通にする、といふ結縁關係 (Verwandtschaft) とによつて、總ての財貨は互に密接な相互依存の關係を持つてゐる。従つて一財の價格の變動は、直ちに他財の價格に影響するのであつて、かゝる關係は學者が名付けて『價格相關の法則』と呼ぶところのものであるが、財貨の價格は其の數量の函數であり、又その數量は價格の函數でもあるから、この法則は實に財貨の價格に就いてのみならず、生産量・消費量など經濟的數量の全體に互つて成立するものである。併しながら既に述べたるが如く、限界効用ないし限界生産力の均等法則の内容には、これ等の法則が含まれてゐるのであつて、これは要するに其の當然の展開であり、その歸結であり結果であるに過ぎない。故にこれ等のものは根本法則の系をなす、と言ふことが出来ると思ふ。

さて、生産力漸減および限界生産力均等の法則が、實は効用漸減および限界効用均等の法則に他ならずといふことは、同様の法則が流通の方面に於いても適用され得ることを意味するのであつて、既に限界効用均等の法則が實に加重、限界効用均等の法則に過ぎず、それが財貨の數量的および時間的な効用の遞減に就いて妥當すること、即ち貨幣的な貯蓄も説明され得るといふことは、貨幣の主觀的交換價值も亦この法則に従ふものなることを示すのである。併しながら此の方面に於いて特に重要なのは代用の法則であつて、いはゆる『グレンシャムの法則』は實に其の別名に他ならぬ、と信するものである。

グレンシャムの法則 (Gresham's Law) は、普通に『惡貨は良貨を驅逐する』(Bad money drives out good) として示されてゐるのであるが、これは我が三浦梅園が『惡幣盛んに世に行はるれば精金皆隠る』と述べたところに比較して、語簡にして印象力の大きい長所があるけれども、その表現が正確でないといふのが通説である。

1) 此點は往年に於いて、左右田喜一郎博士によつて否定され、我が學界に論争を惹起したところであるが、博士の論旨は心理的なものを餘りに論理的に解された憾があるを考へる。但し此の問題は今しばらく置く。

2) 三浦梅園著、價原(安永二年)、日本經濟叢書(大正三—六年)第十一卷、參照。

グレッツシャムの法則は如何なる徑路を以つて實現するか。『先づ明確ならしむべきは良貨悪貨の意義これなり。而して此の區別は要するに貨幣の物質に基づくものにして、通用價值は同一なるも、物質上より見たる價值すなはち實質價值の大なるは良貨にして、其小なるは悪貨なりとす……良貨は其の優等たることを利用し得る機會あるに於いては、直ちに消失し若しくは消失せんとするも、この機會の出現なきに於いては、依然悪貨と並存するものとす。而して優等たること即ち實質價の大なることを利用するの機會出現するに於いては、良貨は或は輸出せられ、或は鑄解せられ、或は蓄藏せられ、或は剽竊せられて其の數量を減じ、甚だしきに至りては殘存するもの絶無となるなり。』

『尙ほ茲に一言すべきは、何故に此の法則が特に貨幣に關するものなるやの問題にして、その解決は之を貨幣と他の財貨との間に存する差別に求めざるを得ざるなり。即ち一般の財貨に於いては、その效用と其の物質との間に密接の關係あるを以つて、物質の優等なるものと其の劣等なるものとは、自ら其の交換價值を異にせざるを得ず、何となれば、物質劣等にして效用小なる財貨と、物質優等にして效用大なる財貨と、その交換價值を同じふするに於いては、何人も劣等なる財貨を求むるものなければなり。然るに貨幣に關してはアダム・スミスの言へるが如く、世人は皆な商賣にして最後の消費者なきを以つて、通常の場合に於いては其の物質の優劣を検する者なく、自己が拒絶せざるが如く他人も之を受領することを信するに於いては、たとひ物質に優劣あることを知るも特に區別することなし。これ則ち物質を異にし、又は物質の分量の割合に差等ある貨幣が、同一の價值を以つて流通し得る所以なりとす。斯の如きことは上述の如く、貨幣以外の財貨に於いては殆んど不可能の現象にして、グレッツシャムの法則が特に貨幣に關する法則なる理由は、この差異に存すと謂ふべきなり。』

かくの如きがグレッツシャムの法則の意義・内容・及び其の實現過程であり、又それが特に貨幣に關する法則な

3) 詳しくは、山崎覺次郎著、貨幣銀行問題一斑(明治四五年、大正九年改訂増補第四版)第七篇參照。
 4) 山崎、前掲書、二四〇—二四二頁參照。
 5) 山崎、前掲書、二四五—二四六頁。

りと稱せられる所以である。併しながら一般的に代用の法則は、財貨の効用ないし生産力と價格とが、均衡を維持する限り出現せざるものであつて、この均衡が失はれるが如き場合にのみ表面化するのである。『即ち一般の財貨に於いては、その效用と其の物質との間に密接の關係あるを以つて、物質の優等なるものと其の劣等なるものとは、自ら其の交換價値を異にせざるを得ず』といふのは原則としてであつて、その交換價格したがつて價格と効用ないし生産力との不均衡は、常に必ずしも『貨幣以外の財貨に於いては殆んど不可能の現象』ではない。しかも『良貨は其の優等なることを利用し得る機會あるに於いては、直ちに消失し若しくは消失せんとするも、この機會の出現なきに於いては、依然悪貨と並存するものとす』るが如く、一般の財貨も價格または効用ないし生産力に於いて、その優等なることを利用し得る機會あるに於いては、即ち價格と効用ないし生産力との不均衡が成立するに於いては、直ちに他財と代替されむとするものであつて、かゝる機會の出現なきに於いては、依然として各財貨は並存するものである。唯だ交換財たる貨幣と生産財ないし消費財たる一般の財貨との性格の差異に依つて、代替の發現態様に多少の變化あるに過ぎないのである。

この故にグレッシャムの法則は、實に代用の法則の貨幣面に於ける別名である、と言ふことが出来るであらう。けだし此の法則は、貨幣の實質價値と其の交換能力たる通用價値との不均衡が問題となるが如き場合に關するもので、それは一般の財貨に就いて其の價格と効用ないし生産力との不均衡が問題となるが如き場合と同様だからである。従つて之を逆に言へば、グレッシャムの法則は常に貨幣に關する法則たるのみならず、また一般の財貨すなはち消費財や生産財は固より、廣く勤勞に就いても適用され得るものである、と言ふことが出来るであらう。この意味に於いてグレッシャムの法則は、一層廣く且つ根本的な代用の法則が、貨幣の面に於いて發現する場合に過ぎない、とするのを受當なりと考へるものであり、綜合的かつ包括的に把握し得ると信するものである。